

～iDeCo 一時金受け取り時の課税関係～

神戸市職員信用組合相談員

(社)FP 税務・社会保険制度研究会 理事 小澤昭彦

以前にも iDeCo 受け取り時の課税関係をお伝えしましたが、ご相談内容が多く寄せられている、退職金を受け取り時に iDeCo の一時金を受け取った場合の課税関係を、詳細にご説明します。

前回のご説明では、退職金受け取り以後の加入期間において iDeCo の一時金を受け取ると、それ以降の iDeCo 加入期間の**退職所得控除**※が使えるので、有利になる可能性があるとお伝えしていましたが、実際には65歳退職金受け取りで iDeCo の一時金の受け取りが同時になる可能性が高いので、今回は、同時に受け取った場合でも加入時の節税効果と、受取時の課税とを比較してみましょう。

※退職所得控除:勤続年数 20 年までは 40 万円/年、20 年を超える部分は 70 万円/年を退職金額から控除できる。

それでは、iDeCo の加入は税法上不利になるかどうかを、今回検証してみたいと思います。

<条件>

- ① 45歳から65歳まで 20 年間、iDeCo を掛け金2万円/月で加入していた。
- ② 65歳時に退職金と、iDeCo の一時金を同時に受け取った。
- ③ 運用益はないものとして試算。
- ④ 加入時の所得税率 10%、住民税率 10% (**小規模企業共済掛金の所得控除**)
- ⑤ 運用機関の経費を 500 円/月と仮定

1) 積立元金 = $24 \text{万円/年} \times 20 \text{年} = 480 \text{万円}$

2) 加入期間の節税効果

$24 \text{万円} \times (10\% + 10\%) - 500 \text{円} \times 12 \text{か月} = 42,000 \text{円/年}$

$42,000 \text{円} \times 20 \text{年} = 84 \text{万円 (A)}$

3) 受取時の課税額

$480 \text{万円} \times 1/2 \times (10\% + 10\%) = 24 \text{万円 (B)}$

4) 運用効果

$(A) - (B) = 60 \text{万円}$

5) 年平均利回り $\Rightarrow 60 \text{万円} \div 480 \text{万円} \div 20 \text{年} = 0.625\% / \text{年}$

<参考> 65歳退職金を受け取った後、70歳までiDeCo加入可？の改正

現時点(2026年10月20日)では、65歳以降のiDeCo新規加入はできません。iDeCoに加入できるのは、原則として国民年金の被保険者などの要件を満たす人で、65歳以上はその対象外です。公式案内でも、加入対象は国民年金第1号・第2号・第3号被保険者と国民年金任意加入被保険者で、65歳以上の人はこの枠に入りません。

ただし、**2026年12月1日施行予定の改正後**は条件が広がります。

改正後は、60歳以上70歳未満で

- ①iDeCoの加入者
- ②iDeCoの運用指図者
- ③企業年金からiDeCoに資産を移換する人

のいずれかに当てはまり、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していないこと、マッチング拠出をしていないことなどを満たせば、iDeCoの加入・継続拠出が可能になります。さらに、施行日から3年間は経過措置として、上記に当てはまらない60歳以上70歳未満の人も加入できる扱いです。

★注意が必要な要件の確認

- 1) 66歳、すでにiDeCoをやっている人

たとえば、66歳で、60代前半からiDeCoを続けている人は、改正後は継続拠出の対象になり得ます。

- 2) **老齢基礎年金※**やiDeCoの老齢給付金をまだ受け取っていない。(mhlw.go.jp)

※一般的に支給がされる65歳からの老齢基礎年金(国民年金部分)の繰り下げが必要になります。(厚生年金部分、職域部分は対象外)

★参照したWebページ

- ・iDeCo(イデコ)の加入資格・掛金・受取方法等 | iDeCoってなに? | iDeCo(イデコ・個人型確定拠出年金)【公式】
- ・2025年の制度改正 | 厚生労働省

